

事業者救済の一手に

県の協力金 第2弾を即決

立憲民主党・民権クラブ 県議会議員 きしへ 都

5月15日から県議会第2回定例会が始まりました。新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の期間が延長されたことを踏まえ、事業活動に影響を受けている事業者への更なる支援を行うため、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を申請するための要請がなくとも、感染症の拡大防止を目的に、自主的にご協力いただき、休業した事業者も新たに交付対象となるために、6月1日までです。4月30日から順次、指定の口座に振り込まれているところです。

（第2弾）125億円」を支援し、負担軽減を図るための県の協力金（第1弾）は、郵送と電子申請分を合わせて約3万件の申請があり、当初の予定8万件まで、まだ余裕があります。申請期間は6月1日までです。4月30日から順次、指定の口座に振り込まれているところです。

詳しくは神奈川県のホームページ「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）について」をご覧ください。



みなさまのご意見、ご要望をお待ちしています
きしへ都政務活動事務所
南区通町2-25-3 千々輪ビル1階
☎045-341-3385
<http://kishibe-miyako.com/>

休業事業者に10万円
緊急事態宣言が延長され、再度の協力金の支給を望む声や第1弾の対象

とならなかつた事業者の声を踏まえ、要請等に協力していただいた事業者等に一律10万円の支援を継続します。第1弾の協力金対象事業者のほか、県からの要請がなくとも、感染症の拡大防止を図る観点から「密閉・密集・密接」の3密を避けたために、休業や営業時間を短縮した中小企業、個人事業主

が、感染症の拡大防止を目的に、自主的にご協力いただき、休業した事業者も新たに交付対象となるために、6月1日までです。4月30日から順次、指定の口座に振り込まれているところです。